



東北の元気、
日本の元気を青森から



青森県基本計画

未来を変える挑戦

～強みやとことん、課題をチャンスに～

Aomori Prefectural Government Master Plan
Changing the Future of Aomori
Breakthrough Innovation

不動産取得税のあらまし

平成 30 年度版

不動産取得税とは

家屋を新築・増改築したとき、土地や家屋を売買・交換・贈与などで取得したときに一度だけ課税される県の税金です。

- ※1 相続による取得には課税されません。
- ※2 不動産の「取得」とは、登記の有無や、有償・無償を問いません。
- ※3 贈与税の特例（相続時精算課税制度等）を受けた場合であっても、贈与による取得は課税の対象となります。

税額の計算方法は

不動産を取得した時点の不動産の価格に下表の税率をかけた額です。

- ※1 不動産の価格は、原則として、**固定資産課税台帳価格**となります。
- ※2 ただし、平成8年1月1日から平成33年3月31日までに取得した宅地評価土地については、固定資産課税台帳価格の1/2に税率をかけた額となります。

不動産取得の時期	土地	家屋	
		住宅	住宅以外
平成20年4月1日～平成33年3月31日	3%	3%	4%

■固定資産課税台帳価格とは？

実際の買入れ価格や建築工事費などの価格ではなく、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格です。家屋を新築した場合など、価格が登録されていないときは、一定の基準により評価した価格によります。

■課税標準額が次の額に満たない場合は、課税されません。

	土 地	10万円
家 屋	建築（新・増・改築）のとき	23万円
	その他（売買等）のとき	12万円



軽減申請に必要なもの

該当する不動産 用意する書類等	住宅用の土地		中古住宅 (耐震基準適合既存住宅)	東日本大震災による特例措置
	①新築住宅 (特例適用住宅) 用の土地	②中古住宅(耐震基準適合既存住宅)・ 新築未使用特例適用住宅用の土地		
<input type="checkbox"/> 取得者全員分の印章(認印可)	○	○	○	○
<input type="checkbox"/> 売買契約書	○	○	○	○
<input type="checkbox"/> 建物の登記事項証明書	※1	○	○	※3
<input type="checkbox"/> 土地の登記事項証明書	※1			※3
<input type="checkbox"/> 耐震基準適合証明書等		※2	※2	
<input type="checkbox"/> り災証明書等				※3

このほか、還付を受ける場合は、ご本人の口座番号等を確認できる書類が必要です。

※1 土地と住宅の取得者が異なる場合は、住宅が新築された時点の土地と建物の登記事項証明書など、権利関係を示す書類が必要です。

※2 中古住宅(耐震基準適合既存住宅)のうち、新耐震基準に適合していることが証明された住宅を取得した方は、耐震基準適合証明書、住宅性能評価書又は保険付保証明書のいずれかの写しが必要です。

※3 東日本大震災による不動産取得税の特例措置の適用を受ける場合には、滅失し、又は損壊したことを証するり災証明書のほか、被災家屋の床面積又は従前の土地の面積を証する書類(り災した年の固定資産評価証明書等)が必要です。

申請に必要な書類は、対象となる物件や取得要件により異なる場合がありますので、詳しくはお近くの地域県民局県税部までお問い合わせください。

納める方法は

地域県民局県税部から送付される「不動産取得税納税通知書」により、納期限までに、銀行・郵便局又はコンビニなどで納めていただきます。

お問い合わせ先

東青地域県民局県税部	(代)017-722-1111 内6626 (直)017-734-9973	〒030-8530 青森市新町二丁目4-30 青森県庁舎北棟1階
中南地域県民局県税部	(代)0172-32-1131 内227・329 (直)0172-35-3519	〒036-8345 弘前市蔵主町4 弘前合同庁舎2階
三八地域県民局県税部	(代)0178-27-5111 内209・235 (直)0178-27-4455	〒039-1101 八戸市尻内町鴨田7 八戸合同庁舎1階
西北地域県民局県税部	(代)0173-34-2111 内212~214 (直)0173-34-3141	〒037-0046 五所川原市栄町10 五所川原合同庁舎1階
上北地域県民局県税部	(代)0176-22-8111 内207・208 (直)0176-23-4241	〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 十和田合同庁舎1階
下北地域県民局県税部	(代)0175-22-8581 内207・208 (直)0175-22-3105	〒035-0073 むつ市中央一丁目1-8 むつ合同庁舎1階

県税・市町村税インフォメーション <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>

この印刷物は、11,600部作成し、印刷経費は1部当たり7.78円です